

議案第50号

特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように
改正しようとする。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健

特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例

特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例（平成2年3月天理
市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、任命権者が定める職にある臨時職員に対し、管
理職員特別勤務手当を支給する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の
次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第7条 管理職員特別勤務手当の額は、一般職の職員の例により任命権者が定
める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。